令和８年（2026 年）10 月 29 日
令和８年度第２回介護保険運営協議会
【 資 料 ４ 】

地域密着型サービス事業所の指定に係る意見について
（意見聴取事項・事後審議）

１　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（一体型）　１事業所

（１）サービスの概要

利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものです。

（２）指定申請案件

申　　請　　者	神奈川県横須賀市小矢部２－23－１ 社会福祉法人日本医療伝道会 理事長　古屋　修身
事 業 所 名 称	ほっと定巡サービスくりはま
事業所の所在地	横須賀市長瀬３－６－２　２階
サ ー ビ ス の 種 類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型）
事　業　開　始　日	令和８年９月１日
営　　業　　日	365日
営　業　時　間	24 時間
通常の事業の実施地域	久里浜地域包括支援センター区域、浦賀地域包括支援センター区域、野比、栗田
利　　用　　料	介護報酬の告示上の額
そ の 他 の 利 用 料	交通費（実費、自動車等を使用した場合は通常の実施地域を超えた地点から１㎞あたり 17 円）
事業の一部の委託	委託なし

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（一体型）の指定基準

区　　分			要　　件	指定案件（ほっと定巡サービスくりはま）
人員基準	管理者		常勤専従（管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 （当該事業所のオペレーター・定期巡回サービス・随時訪問サービス・計画作成責任者、併設の訪問介護事業所の管理者・サービス提供責任者）
	オペレーター		サービス提供時間帯を通じて１以上確保されるために必要な数	必要な体制を確保
			次のいずれか ・看護師 ・介護福祉士 ・医師 ・保健師 ・准看護師 ・社会福祉士 ・介護支援専門員 ※利用者の処遇に支障がない場合は、指定訪問介護のサービス提供責任者の経験を１年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修２級修了者にあっては、３年以上）有する者をもって充てることができる。	介護福祉士８名
			専従（利用者の処遇に支障がない場合は兼務可能）	管理者・定期巡回サービス・随時訪問サービス・計画作成責任者を兼務（１人） 定期巡回サービス・随時訪問サービス・計画作成責任者を兼務（６人）
			１人以上は常勤の看護師、介護福祉士等	常勤の介護福祉士　７人
	訪問介護員等		・介護福祉士 ・訪問介護員に必要な研修を修了した者 ・看護師、准看護師、保健師 など	介護職員初任者研修修了者　１人 介護福祉士　10人
		定期巡回	交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上	適正に配置
		随時訪問	提供時間帯を通じて１以上確保 （オペレーターが随時訪問サービスに従事する場合は、訪問介護員を置かないことができる。）	適正に配置
			専従（利用者の処遇に支障がない場合は兼務可能）	管理者・オペレーター・定期巡回サービス・計画作成責任者を兼務（１人） オペレーター・定期巡回サービス・計画作成責任者を兼務（６人） オペレーター・定期巡回サービス兼務（１人） 定期巡回サービス兼務（３人）

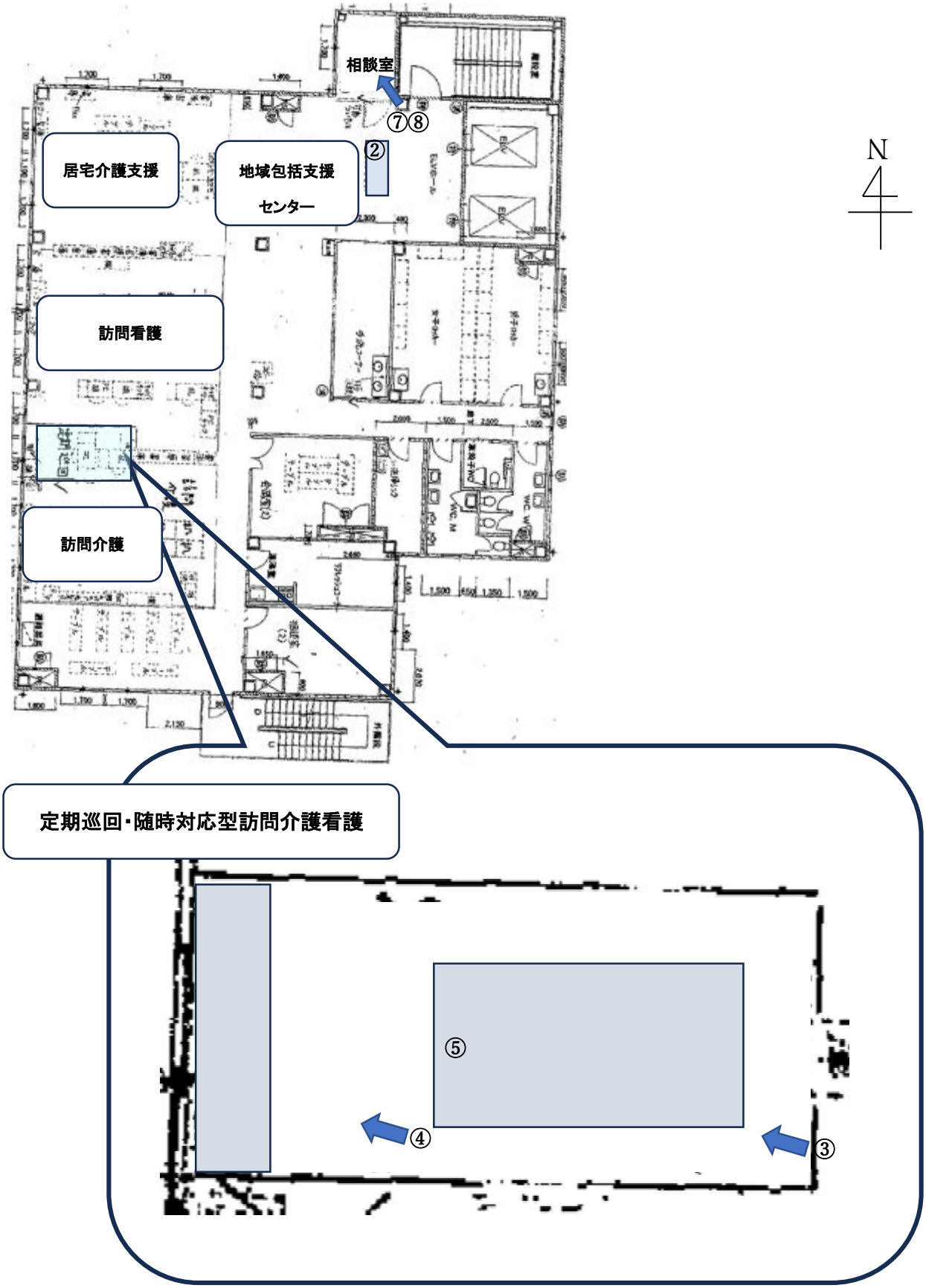
区　　分		要　　件	指定案件（ほっと定巡サービスくりはま）
人員基準	訪問看護サービスを行う看護師等	常勤換算方法で2.5人以上	常勤換算方法で8.9人配置
		１人以上は常勤の保健師又は看護師	常勤の看護師　８人
		次のいずれか ・保健師 ・看護師 ・准看護師	看護師　12人
	計画作成責任者	事業所の従業者の中から１人以上を選任	事業所の従業者の中から７人を選任
		次のいずれか ・看護師 ・介護福祉士 ・医師 ・保健師 ・准看護師 ・社会福祉士 ・介護支援専門員	介護福祉士
設備基準	事業の運営を行うための区画	必要な広さを有する専用の区画	必要な広さを有する専用の区画を確保
	利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けるために必要な機器	利用者の心身の状況等の情報を蓄積する機器	パソコン、タブレット
		随時適切に利用者からの通報を受けるための機器	電話機
		利用者がオペレーターに通報するためのケアコール端末	ケアコール端末
事業の一部委託		適切にサービスを提供する体制を構築している場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を、他の訪問介護事業所等に委託することができる。	委託なし
訪問看護事業者との連携		連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、事業所ごとに利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しなければならない。	

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

ほっと定巡サービスくりはま　位置図



ほっと定巡サービスくりはま　平面図



【現地写真】ほっと定巡サービスくりはま
（令和８年８月 20 日撮影）



① 外観



② 手指消毒



③ 事務室



④ 鍵付き書庫



⑤ 情報を蓄積する機器（パソコン）



⑥ ケアコール端末（利用者宅に設置）

【現地写真】ほっと定巡サービスくりはま
（令和８年８月 20 日撮影）



⑦　相談室



⑧　相談室（パーテーションを閉めたところ）

２　指定地域密着型通所介護事業所　１事業所

（１）サービスの概要

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。それにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。利用者定員は19名未満。

（２）指定申請案件

① リハビリステーション　ライカム

申　　請　　者	神奈川県横須賀市鶴が丘２－10－２ 株式会社Solaris　代表取締役　輪湖　稔
事　業　所　名　称	リハビリステーション　ライカム
事業所の所在地	横須賀市浦賀５－４－３　１階
サービスの種類	地域密着型通所介護
事　業　開　始　日	令和８年８月１日
利　　用　　定　　員	10人
実　施　単　位　数	２単位
営　　業　　日	月曜日から金曜日 （祝日を含む。12月30日～１月３日まで休業）
営　　業　　時　　間	８:30～17:00
サービス提供時間	１単位目　９:00～12:00 ２単位目　13:30～16:30
通常の事業の実施地域	横須賀市の一部
利　　用　　料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	お茶菓子　150円

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

			要　　件	指定案件（リハビリステーション　ライカム）
人員基準	管理者		常勤専従 （管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ※当該事業所の機能訓練指導員と兼務
	生活相談員		提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１ 次のいずれか ・社会福祉主事 （社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で２年以上介護等の業務に従事した者	適正に配置 （介護福祉士３人）
	利用定員10人以下	看護職員又は介護職員	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１ 単位ごとに常時１人以上 看護職員は、看護師又は准看護師	適正に配置
	利用定員11人以上	看護職員	専従１以上 看護師又は准看護師	
		介護職員	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１ ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上 単位ごとに常時１人以上	
	生活相談員又は介護職員		１以上は常勤	生活相談員常勤１人
	機能訓練指導員		１以上 （事業所の他の職務と兼務可能） 次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	理学療法士１人 柔道整復師１人

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要　　件	指定案件（リハビリステーション　ライカム）
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積≧３㎡×利用定員 ※同一の場所でも可	90.66㎡≧30㎡
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に設置(カーテンを設置)
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置 ・静養室(カーテンを設置)
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、火災報知器、誘導灯
利用定員		利用定員19人未満 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員10人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

リハビリステーション　ライカム　位置図



リハビリステーション　ライカム　平面図



【現地写真】リハビリステーション　ライカム
（令和８年７月 21 日撮影）



①　外観



②　食堂兼機能訓練室



③　食堂兼機能訓練室



④　相談室



⑤　相談室（カーテンを閉めたところ）



⑥　静養室

【現地写真】リハビリステーション　ライカム
（令和８年７月 21 日撮影）



⑦　静養室（カーテンを閉めたところ）



⑧　事務室・鍵付書庫



⑨　トイレ



⑩　トイレ



⑪　手洗い



⑫　消火器・火災通報装置

【現地写真】リハビリステーション　ライカム
（令和８年７月 21 日撮影）



⑬　誘導灯



⑭　誘導灯



⑮　誘導灯